

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方 更新

当社および関係会社(以下、「当社グループ」と言います)は、社是の「誠意」と経営理念である「ファINEストカンパニー(美しき良き会社)」、「ファINEストワーク(美しき良き仕事)」を踏まえて、健全な事業活動を展開するにあたり、法令等を遵守し、社会規範・企業倫理に則って行動するとともに、地球環境保全、社会貢献、人権尊重等について企業の社会的責任を果たすことを基本方針としています。そのために、当社は、健全で透明性の高いコーポレートガバナンスを構築し、当社グループ各社を適切に統治します。

当社は、株主に対する受託者責任及び顧客、社会、社員などのステークホルダーに対する責任並びに上記の経営理念を踏まえ、実効性あるコーポレートガバナンスの実現を構築し、当社グループの企業価値を永続的に高めるよう努めるものとします。

なお、当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な枠組み及び考え方を「コーポレートガバナンス基本方針」(以下、「基本方針」という)として制定し、当社ウェブサイトにおいて公開しております。

「コーポレートガバナンス基本方針」[https://www.okayaelec.co.jp/dcms\\_media/other/cg\\_181130.pdf](https://www.okayaelec.co.jp/dcms_media/other/cg_181130.pdf)

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4 議決権の電子行使や招集通知の英訳について】

議決権の電子行使については株主総会での議決権行使率が現状比較的高い水準にあること、招集通知の英訳については外国人株主比率が0.7%であることから、これらの必要性は喫緊の課題とは考えておりません。しかしながら、今後、継続的に株主構成や議決権行使比率を確認し、変化が見られた場合は、議決権の電子行使や招集通知の英訳の必要性を再検討いたします。

【補充原則4-8-2 筆頭独立社外取締役について】

当社には、筆頭独立社外取締役は存在しませんが、独立社外取締役2名とその他の取締役との連絡・調整や監査役または監査役会との連携は十分にとられていると考えております。

また、監査役会と社外取締役の連絡会を2019年3月期より四半期に1回の頻度にて開催しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質について】

当社では数値基準といった明確な選任基準は設けておりませんが、基本方針第11条に人格、識見、経営経験等の能力要件を定めております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 政策保有株式について】

(1) 上場株式の政策保有に関する方針

基本方針第3条1及び2をご参照ください。

(2) 保有株式の議決権行使基準

基本方針第3条3をご参照ください。

【原則1-7 関連当事者間の取引について】

基本方針第4条をご参照ください。

【原則3-1 情報開示の充実について】

(1) 企業理念、経営戦略、経営計画

詳細につきましては、当社ウェブサイトをご参照ください。

「企業理念」<https://www.okayaelec.co.jp/company/greeting.html>

「経営戦略、経営計画」[https://www.okayaelec.co.jp/dcms\\_media/other/17\\_ir.pdf](https://www.okayaelec.co.jp/dcms_media/other/17_ir.pdf)

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

詳細につきましては、本報告書及び基本方針の各項目をご参照ください。

(3) 役員報酬等の決定に関する方針

基本方針第18条～第21条をご参照ください。

(4) 取締役の指名・選解任方針と手続

基本方針第8条及び第9条をご参照ください。

(5) 取締役の指名・選任理由

取締役候補者の選任理由、その他取締役の略歴・地位・担当等については、株主総会招集ご通知に開示しております。詳細につきましては、当社ウェブサイトをご参照ください。

「株主総会招集ご通知」[https://www.okayaelec.co.jp/dcms\\_media/other/18\\_sm1.pdf](https://www.okayaelec.co.jp/dcms_media/other/18_sm1.pdf)

【補充原則4 - 1 - 1 取締役会の決定事項等について】  
基本方針第7条をご参照ください。

【原則4 - 8 独立社外取締役の有効な活用について】

現在、当社の独立社外取締役は2名であり、当社の事業規模及び取締役5人のうち2名が社外取締役であること並びに社外取締役が他の上場会社役員を兼務しておらず、当社取締役業務に専念していることから、有効に取締役会が機能していると考えております。

【補充原則4 - 11 - 1 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方について】

当社は、基本方針第8条に記載のとおり、定款の定めにより、取締役の数は8名以内とし、このうち原則として1名以上を独立社外取締役としております。

【補充原則4 - 11 - 2 取締役及び執行役の他の上場会社の役員兼任状況について】

取締役の重要な兼職状況については、株主総会招集ご通知等で毎年開示しております。現任取締役につきましては、非上場のグループ会社以外の兼務はございません。詳細につきましては、基本方針第13条条及び当社ウェブサイトをご参照ください。

「株主総会招集ご通知」[https://www.okayaelec.co.jp/dcms\\_media/other/18\\_sm1.pdf](https://www.okayaelec.co.jp/dcms_media/other/18_sm1.pdf)

【補充原則4 - 11 - 3 取締役会の実効性についての分析・評価について】

基本方針第14条をご参照ください。2018年3月期に開催した取締役会(26回)については、取締役全員に評価アンケートを実施し、その回答結果を上席執行役員経営企画室長が公正中立な立場から集計、分析し、取締役会に報告するとともに今後の課題につき検討しました。

【補充原則4 - 14 - 2 取締役及び監査役に対するトレーニングの方針について】

基本方針第22条をご参照ください。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針について】

基本方針第24条をご参照ください。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託沖電気工業口	3,602,033	15.86
明治安田生命保険相互会社	2,066,000	9.09
TPR株式会社	1,440,000	6.34
株式会社みずほ銀行	1,082,447	4.77
岡谷企業財形会	674,927	2.97
安田不動産株式会社	638,580	2.81
みずほ信託銀行株式会社	465,000	2.05
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	369,800	1.63
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)	365,400	1.61
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	350,600	1.54

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

**4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針**

**5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情**

特記すべき事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
昨間 英之	他の会社の出身者													
房前 芳一	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
昨間 英之			昨間英之氏は、製造業における取締役の経験を有し、製造業経営に相当の知見を有しております。これらのことから、社外取締役としての職務を適切に遂行できると考えております。当社と昨間氏との間に特別の利害関係はありません。昨間氏は、株式会社オーバルに2018年6月まで在籍しておりましたが、当社と同社との間に資本関係及び営業取引はなく、出身会社の意向に影響される立場にありません。当社の取締役会の意思決定に対し、出身会社の意向により著しい影響を及ぼす可能性はないことから、昨間氏が独立性を有すると考えております。

房前 芳一			房前芳一氏は、技術者として、また海外関係会社社長をはじめとする経営者として、製造業経営に相当の知見を有しております。これらのことから、社外取締役としての職務を適切に遂行できると考えております。当社と房前氏との間に特別の利害関係はありません。房前氏は、日機装株式会社に2017年9月まで在籍しておりましたが、当社と当社との間に資本関係はなく、また営業取引は僅少であり、出身会社の意向に影響される立場ではありません。当社の取締役会の意思決定に対し、出身会社の意向により著しい影響を及ぼす可能性はないことから、房前氏が独立性を有すると考えております。
-------	--	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	人事報酬委員会	5	0	2	2	0	1	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	人事報酬委員会	5	0	2	2	0	1	社内取締役

補足説明

当社は、取締役の人事、報酬等について中立的立場から公正に審議を行うことを目的に、人事報酬委員会を設置しております。

**【監査役関係】**

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は監査役会規定に則り、会計監査人と緊密な連携を保ち、情報交換、意見交換を行い、効率的な監査を実施するよう努めております。また、内部監査部門である経営監査室と定期的に会合をもって、内部監査計画の確認、内部監査結果の報告等の意見交換を行い、連携して監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
吉村 太一	他の会社の出身者													
湯澤 公明	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉村 太一		吉村太一氏は、2014年6月まで当社の取引先であり、当社株式の9.01%を保有する明治安田生命保険相互会社に在籍しておりました。当社は同社から、2018年3月末現在、300百万円の借入金及び法人保険契約の取引があります。	吉村太一氏には、金融業での経験を活かし、公正中立な立場から取締役の職務執行状況を監査するとともに、独立した立場から経営及び業務執行に提言・助言を期待できると考えております。当社と吉村氏との間に特別の利害関係はありません。吉村氏は、当社の主要な取引先であり、当社株式の9.01%を保有する明治安田生命保険相互会社に2014年6月まで在籍しておりましたが、当社の同社からの借入金総資産に占める比率は低く、出身会社の意向により著しい影響を及ぼす可能性はないことから、吉村氏が独立性を有すると考えております。
湯澤 公明			湯澤公明氏には、製造業での経験を活かし、公正中立な立場から取締役の職務執行状況を監査するとともに、独立した立場から経営及び業務執行に提言・助言を期待できると考えております。当社と湯澤氏との間に特別の利害関係はありません。湯澤氏は、当社株式の6.28%を保有するTPR株式会社に2015年6月まで在籍しておりましたが、同社と当社との間に営業取引はなく、出身会社の意向により著しい影響を及ぼす可能性はないことから、湯澤氏が独立性を有すると考えております。

**【独立役員関係】**

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

**【インセンティブ関係】**

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

基本方針第20条及び第21条をご参照ください。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書においては、取締役(社外取締役を除く)全員の総額、監査役(社外監査役を除く)の総額及び社外役員全員の総額を開示し、事業報告においては、取締役全員の総額、監査役全員の総額、社外取締役の総額及び社外監査役の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

基本方針第18条～第21条をご参照ください。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

管理本部総務部が社外取締役及び社外監査役の窓口となり、必要な重要書類、議事録等を提供しております。また、内部統制システム構築に関する基本方針の定めに従い、取締役会及び監査役会の協議により監査役の職務を補助する使用人1名が配置されております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は「コーポレートガバナンス基本方針」を策定、公開しております。同方針に定めた当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、「株主に対する受託者責任及び顧客、社会、社員などのステークホルダーに対する責任並びに経営理念を踏まえ、実効性あるコーポレート・ガバナンスの実現を構築し、当社グループの企業価値を永続的に高めるよう努めるものとする」というものです。

### 1. 企業統治の体制

・企業統治の体制の概要

#### (a) 会社の機関

当社は、監査役会設置会社であり、株主総会、取締役、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置いております。また、監督と執行を分離するため、執行役員制を採用しております。

#### (b) 会社の機関の内容

##### 取締役、取締役会

2019年3月期における取締役会の構成は、社外取締役2名を含む5名(定款で取締役の員数は8名以内と定めております)からなります。取締役会は毎月定例及び適宜開催され、2019年3月期第1及び第2四半期は計16回開催されました。その内容の適正性、有効性を十分に討議しております。なお、当社は、株主総会における取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

##### 監査役、監査役会

監査役会の構成は、社外監査役2名を含む3名の監査役(定款で監査役の員数は4名以内と定めております)からなります。監査役会は毎月定例及び適宜開催され、2019年3月期第1及び第2四半期は計9回開催されました。監査役の監査活動は、毎月開催される取締役会をはじめ重要な会議に出席し意見を述べるほか、全ての取締役との意見交換会の実施、各拠点への往査、各部署からのヒアリング、稟議書等の重要な決裁書類の閲覧、国内外のグループ会社監査を実施しております。また、経営監査室及び会計監査人とは必要に応じ情報交換・意見交換を行うなどの連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

##### 合同役員会

合同役員会は取締役、監査役及び執行役員から構成され、重要規程改定等の事項につき審議しております。合同役員会は、適宜開催されております。

##### 執行役員、執行役員会

執行役員は取締役会において選任され、会社の業務を執行しております。執行役員会は、執行役員全員をもって構成され、取締役会の意思決定を受けて業務執行に関する重要事項を審議し、取締役社長を補佐しております。また、取締役及び監査役は必要に応じ、執行役員会に出席し、意見を述べるができることとなっております。執行役員会は、毎月定例及び適宜開催されております。

##### 各本部会議及び経営企画室会議

グループ各社の代表者を始めとする幹部には親会社の生産、営業、管理の各本部会議への出席と取締役会における業務執行報告を義務付け、経営の透明性を維持しながら、経営理念や経営方針の徹底を図っております。また前述の幹部には、必要に応じて社長直轄の経営企画室会議にも出席を命じております。

##### 会計監査人

当社は、会社法に基づく会計監査人及び金融商品取引法に基づく監査人として有限責任 ずさ監査法人を選任しておりますが、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。2018年3月期において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については下記のとおりであります。

(業務を執行した公認会計士の氏名)

指定有限責任社員 業務執行社員 : 草野和彦、岩瀬弘典

なお、当社に係わる継続監査年数については全員が7年以下であるため、記載を省略しております。

(会計監査業務に係る補助者の構成)

公認会計士 3名、その他 13名

#### ・企業統治の体制を採用する理由

当社は、監査役会設置会社として上記の機関をおき、さらに執行役員制度を採用することにより経営意思決定の迅速化を進めるとともに社外取締役及び社外監査役といった公正中立な立場の有識者の監督と助言を受け、機能的に会社経営を進めることができると考えております。

なお、2019年3月期第1及び第2四半期に開催された取締役会16回において取締役3名が全ての取締役会に、社外取締役2名は2018年6月26日就任以来、2019年3月期第1及び第2四半期に開催された取締役会8回全てに出席し、適宜必要な発言あるいは報告を行い、取締役会は極めて有効に機能しています。

監査役会においても、監査役3名(うち社外監査役2名)全てが2019年3月期第1及び第2四半期に開催された監査役会9回全てに出席いたしました。取締役会においても監査役3名(うち社外監査役2名)全てが2019年3月期第1及び第2四半期に開催された取締役会16回全てに出席し、監督機能が極めて有効に働いています。

#### ・内部統制システムの整備の状況

当社では内部統制システムの構築に関する基本方針及び内部統制規程を制定し、それに従って社内の業務の適正を確保するための体制を整備しております。また、内部統制担当者を置き、内部統制システムの構築、整備及び運用を行っております。また、社内各部門から独立した社長直轄の組織として経営監査室をおいております。これら組織は監査役会、会計監査人とも必要に応じて情報交換・意見交換を行い、内部統制システムの強化に努めております。内部統制評価の結果、発見された開示すべき重要な不備やその他の不備項目は経営監査室と管理本部で協議のうえ、経営監査室長が取締役に報告するとともに管理本部長が是正の措置を講じることとしております。

#### ・リスク管理体制の整備の状況

当社グループでは、企業価値を高め、企業活動の持続可能な成長を実現することを阻害するあらゆるリスクに対応すべく、リスク管理基本方針を定め、リスク管理規程を制定しております。これに基づき、各会議体によってグループ横断的リスク、各部署、各業務プロセスに潜むリスクを抽出・評価し、優先順位をつけて体制の整備、対応策の立案をし、対応策を講じております。さらに、グループ会社各拠点の責任者には四半期に一度、コンプライアンス・リスク管理報告を義務付け、想定される事業リスクの抽出評価を行い、対応策の検討を図っております。

これらの内容は内部監査規程に基づき経営監査室が監査にて確認し、さらに半期に一度、コンプライアンス・リスク委員会でレビューし、リスク管理レベルの向上を図っております。

#### ・子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社グループにおける業務の円滑な遂行及び業務の適正を確保し、グループ各社の相乗的發展を図るべく関係会社管理規程を制定しております。また、当社グループは、ひとつの方針のもと、ひとつの仕組みを構築し、業務の標準化を図ります。その上で、当社グループにおける会社間の取引は、法令、会計原則、税法その他の社会規範に照らし適切なものとします。

当社グループでは、これを確実にするため、当社グループ全体で整合した年度計画、予算を策定するとともに毎月の取締役会または執行役員会で各社長から報告を受けた担当執行役員が業務執行状況、予算管理状況などを報告し、業務の適正を確認しております。

当社グループの業務の適正を確保し、さらに、これを維持向上させるため、

- (1) 関係会社統括部門を置き、グループ会社の事業運営に関する重要な事項につき必要な情報交換及び検討を行います。また、当社は状況に応じてグループ各社に取締役及び監査役を派遣します。
- (2) グループ会社の事業運営に関する特に重要な事項については、当社の承認を必要とし、取締役会その他の重要な会議または関係会社稟議の審議を踏まえた上で決定します。
- (3) 内部監査部門は内部監査規程に準拠した内部監査を、グループ会社は事業所内監査を実施します。
- (4) 監査役はグループ会社の監査を行うとともに、各社の監査役と意見交換等を行い、連携を図ります。
- (5) グループ会社に連結財務報告に係る内部統制評価に必要な体制整備を義務付けます。

## 2. 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査体制については、執行組織から独立させた社長直轄の経営監査室(室長及び担当者2名)を設置しております。当社グループの業務運営及び財産管理についてその実態を把握し、諸法令、定款及び社内規程への準拠性を確かめ、業務遂行の過誤不正を防止し、経営の合理化及び業務の改善に資することを基本方針としております。2019年3月期第1及び第2四半期は、監査役監査との連携を密にした形で監査計画を立案し、各部署、関係会社各拠点において監査を実施しております。今後とも、経営監査室は監査役会及び会計監査人と監査計画、監査内容について相互連携を図り、より幅の広い視点からの監査を行い充実を期してまいります。

また、監査役監査活動は、取締役会をはじめ重要な会議に出席し意見を述べるほか、代表取締役との意見交換会の実施、各拠点への往査、各部署からのヒアリング、稟議書等の重要な決裁書類の閲覧、国内外のグループ会社監査を実施しております。また、経営監査室及び会計監査人とは必要に応じて情報交換・意見交換を行うなどの連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上に努めております。監査役をサポートする体制として、内部統制システム構築に関する基本方針の定めに従い、取締役会及び監査役会の協議により監査役の職務を補助する使用人1名が指名・配置されております。

なお、監査役吉野卓氏は、沖電気工業株式会社及び当社にて、約40年にわたり決算手続並びに財務諸表等の作成に従事しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

また、内部統制の整備及び運用は管理本部が推進し、その評価は経営監査室が行っております。経営監査室は、管理本部、監査役及び会計監査人とも適宜、意見及び情報交換を行っております。

## 3. 社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名であります。

当社は、企業経営や財務等に相当の知見を有する人物に他社等での経験を活かし、執行から独立して有効かつ公正な経営判断をしていただくことを社外取締役の選任基準としております。また、公正中立な立場から取締役会の職務執行状況を監査するとともに適切な提言・助言をいただけることを社外監査役の選任基準としております。

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針は定めておりません。選任においては一般株主との利益相反が生じる恐れがなく、人格、識見とも優れ、また、他社の経営層として豊富な経験を有するなど、会社全般にわたって経営を監視する立場に適した人材を選任しております。

社外取締役昨間英之氏は、製造業における取締役の経験を有し、製造業経営に相当の知見を有しております。これらのことから、社外取締役としての職務を適切に遂行できると考えております。当社と昨間氏との間に特別の利害関係はありません。昨間氏は、株式会社オーバルに2018年6月まで在籍しておりましたが、当社と同社との間に営業取引はなく、出身会社の意向に影響される立場にありません。当社の取締役会の意思決定に対し、出身会社の意向により著しい影響を及ぼす可能性はないことから、昨間氏が独立性を有すると考えております。

社外取締役房前芳一氏は、技術者として、また海外関係会社社長をはじめとする経営者として、製造業経営に相当の知見を有しております。これらのことから、社外取締役としての職務を適切に遂行できると考えております。当社と房前氏との間に特別の利害関係はありません。房前氏は、日機装株式会社に2017年9月まで在籍しておりましたが、当社と同社との間の営業取引は僅少であり、出身会社の意向に影響さ

れる立場にありません。当社の取締役会の意思決定に対し、出身会社の意向により著しい影響を及ぼす可能性はないことから、房前氏が独立性を有すると考えております。

当社は、昨間氏及び房前氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

社外取締役は、取締役会に出席するほか、当社グループの主要会議に出席し、公正中立な立場から審議内容が会社の経営方針に沿うものであるか、企業倫理上の問題がないか等の確認を行い、必要に応じて意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言をしております。また、当社グループ各拠点を訪問し、必要に応じて役員及び社員から聞き取りを行うなど業務の適正性を確認しております。当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款で定めており、当該内容の契約を締結しております。

社外監査役吉村太一氏には、金融業での経験を活かし、公正中立な立場から取締役の職務執行状況を監査するとともに、独立した立場から経営及び業務執行に提言・助言を期待できると考えております。当社と吉村氏との間に特別の利害関係はありません。吉村氏は、当社の主要な取引先であり、当社株式の9.01%を保有する明治安田生命保険相互会社に2014年6月まで在籍しておりましたが、当社の同社からの借入金が総資産に占める比率は低く、出身会社の意向により著しい影響を及ぼす可能性はないことから、吉村氏が独立性を有すると考えております。

社外監査役湯澤公明氏には、製造業での経験を活かし、公正中立な立場から取締役の職務執行状況を監査するとともに、独立した立場から経営及び業務執行に提言・助言を期待できると考えております。当社と湯澤氏との間に特別の利害関係はありません。湯澤氏は、当社株式の6.28%を保有するTPR株式会社にて2015年6月まで在籍しておりましたが、同社と当社との間に営業取引はなく、出身会社の意向により著しい影響を及ぼす可能性はないことから、湯澤氏が独立性を有すると考えております。

当社は、吉村氏及び湯澤氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

社外監査役は、取締役会をはじめ重要な会議に出席するほか、全ての取締役との意見交換会の実施、当社グループ各拠点への往査、各部署へのヒアリング等を通して、経営や監査活動全般において客観性や中立性を確保した行動を行っております。

また、当社と監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款で定めており、当該内容の契約を締結しております。

なお、内部統制報告を含めた各監査報告は取締役会にて社外取締役及び社外監査役に報告されております。

#### 4. 会社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みの実施状況

前事業年度（2018年3月期）に開催した、または前事業年度に係る重要な会議は以下の通りです。

・第94回定時株主総会

・取締役会 26回

・監査役会 13回

2019年3月期第1及び第2四半期に開催した、または当該期間に係る重要な会議は以下の通りです。

・取締役会 16回

・監査役会 9回

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、監査役会設置会社として上記の機関をおき、さらに執行役員制度を採用することにより経営意思決定の迅速化を進めるとともに社外取締役及び社外監査役といった公正中立な立場の有識者の監督と助言を受け、機能的に会社経営を進めることができると考えております。

なお、2019年3月期第1及び第2四半期に開催された取締役会16回において取締役3名が全ての取締役会に、社外取締役2名は2018年6月26日就任以来、2019年3月期第1及び第2四半期に開催された取締役会8回全てに出席し、適宜必要な発言あるいは報告を行い、取締役会は極めて有効に機能しています。

監査役会においても、監査役3名（うち社外監査役2名）全てが2019年3月期第1及び第2四半期に開催された監査役会9回全てに出席いたしました。取締役会においても監査役3名（うち社外監査役2名）全てが2019年3月期第1及び第2四半期に開催された取締役会16回全てに出席し、監督機能が極めて有効に働いています。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	2018年の定時株主総会においては、数多くの株主にご出席いただけるよう、開催集中日と予想された6月28日を避け、2営業日前の6月26日に開催いたしました。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	「IR活動基本方針」を制定し、様々な企業情報を、適時性・公平性・正確性・継続性に配慮して発信し、株主・投資家の皆様の信頼にこたえることを目指しております。また、社内規程である「情報開示規程」を制定し、適切な情報伝達の経路及び開示方法につき定めております。 「IR活動基本方針」については、当社WEBサイトにて公表しております。  「IR活動基本方針」 <a href="https://www.okayaelec.co.jp/dcms_media/other/ir00.pdf">https://www.okayaelec.co.jp/dcms_media/other/ir00.pdf</a>	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年1回、証券アナリスト・機関投資家向け決算説明会を開催し、代表取締役社長が直接説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信などの決算関連資料、適時開示資料及び決算説明会資料等を当社WEBサイトに掲載し、広く開示しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	業務分掌規程において経営企画室経営企画部を管掌部署と定め、担当者を置いております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループは、社是の「誠意」と経営理念である「ファインストカンパニー(美しき会社)」「ファインストワーク(美しき仕事)」を踏まえて、健全な事業活動を展開するにあたり、法令等を遵守し、社会規範・企業倫理に則って行動するとともに、地球環境保全、社会貢献、人権尊重等について企業の社会的責任を果たすことを基本方針としています。これらを「岡谷グループ行動基準」として制定し、これらの基本方針を実現するために、岡谷グループ役員及び社員等がとるべき行動基準を定めております。この内容を社内の電子掲示板に掲示するほか、携帯可能な小冊子にまとめ、グループ役員及び社員に配付しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループでは「品質・環境・安全衛生方針」を定め、その基本方針として、市場ニーズ把握による製品企画から、生産、販売、サービスに至るまで、一連のマネジメントシステムを充実させ、これらの的確な運営によって“個客”毎の満足・感動を提供しその結果顧客からの安心感を得てその結果が信頼へ醸成していくものとしております。そのために、「環境にやさしく、最も適切な時期に、最も経済的に、常に安定した品質の製品を」誠意をもって提供し続けることにより実現を図っております。 また、顧客からの環境要求事項や環境法規制を順守し、環境にやさしい製品を、誠意をもって供給することにより、顧客満足&感動はもちろんのこと、地球環境との共生を図り、次世代に住み良い地球と豊かな社会の実現を目指しております。これらを実施するには、企業として社員の安全衛生面の改善、特に社員が安全で安心な働き甲斐のある職場づくりを実施し、実現スパイラルを廻すことにつながると考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「IR活動基本方針」を制定し、様々な企業情報を、適時性・公平性・正確性・継続性に配慮して発信し、株主・投資家の皆様の信頼にこたえることを目指しております。また、社内規程である「情報開示規程」を制定し、適切な情報伝達の経路及び開示方法につき定めております。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、岡谷グループ行動基準及びコンプライアンス基本方針を設け、その中に下記を定める。

岡谷グループは、コンプライアンスの実践を企業が持続、発展する上で不可欠なものとして位置付け、企業活動において求められるあらゆる法令等の遵守はもとより、高い倫理観に則して行動し、公正かつ誠実で透明性の高い企業活動を遂行する。

当社の取締役は、上記方針の実践のため社是、企業理念及び岡谷グループ行動基準に従い、当社グループにおける企業倫理の遵守及び浸透に関してリーダーシップを発揮する。

当社は取締役及び執行役員から構成されるコンプライアンス・リスク委員会を置き、さらにコンプライアンス担当役員及び内部統制担当者を置き、コンプライアンス体制の構築及び運用を行う。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は法令・社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る文書・記録その他情報を、その保存媒体に応じて適切・確実に、かつ検索及び閲覧可能な状態で定められた期間、保存・管理する。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、企業価値を高め、企業活動の持続可能な成長を実現することを阻害するあらゆるリスクに対処すべく、リスク管理基本方針を定め、リスク管理規程を設ける。これに基づき、各会議体によってグループ横断的リスク、各部署、各業務プロセスに潜むリスクを抽出・評価し、優先順位をつけて体制の整備、対応策の立案をし、対応策を講じる。さらに、事業戦略立案部門は、事業戦略策定時に想定される事業リスクの抽出・評価を行い対応策の検討を図る。

これらの内容は内部監査規程に基づき内部監査部門が監査にて確認する。さらに半期に一度、コンプライアンス・リスク委員会で当社グループのリスク管理状況をレビューし、リスク管理レベルの向上を図る。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、ひとつの方針のもと、ひとつの仕組みを構築し、業務の標準化を図る。

当社の意思決定の妥当性及び執行業務の管理監督・牽制機能を向上するため取締役のうち一名以上は社外取締役とする。

当社では、業務執行と監督の役割分担を明確にする目的から、執行役員制を採用する。執行役員会は毎月定例及び適宜開催し、予算実績管理、その他業務執行に関する重要事項の意思決定をし、業務執行の円滑化を図る。取締役会及び合同役員会は毎月定例及び適宜開催し、経営の重要事項その他、意思決定の場とする。

当社グループは経営方針の徹底のため、中期経営計画を立案、遂行し、これをもとに年度執行計画及び予算を立案し、各部署、子会社、使用人に至るまで方針を展開し、業務計画を策定、推進する仕組みを構築することにより、取締役の職務の効率化を図る。

#### (5) 使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、社是、企業理念、コンプライアンス基本方針、岡谷グループ行動基準を定め、その周知徹底と実践運用を行う体制を構築する。また、これを維持向上させるため、当社グループの使用人に対する教育、研修を行う計画を策定、実施する。

さらに当社グループは、コンプライアンス違反行為が疑われる場合に適切に対処するため、グループ横断的内部通報制度を設ける。

使用人の職務の執行が法令、定款に適合することを確実にし、さらに、この体制を維持向上させるため、内部監査規程に準拠した内部監査、事業所内監査を実施する。

#### (6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループにおける業務の円滑な遂行及び業務の適正を確保し、グループ各社の相乗的発展を図るべく関係会社管理規程を定める。また、当社グループは、ひとつの方針のもと、ひとつの仕組みを構築し、業務の標準化を図る。その上で、当社グループにおける会社間の取引は、法令、会計原則、税法その他の社会規範に照らし適切なものとする。

当社グループでは、これを確実にするため、当社グループ全体で整合した年度計画、予算を策定するとともに毎月の取締役会または合同役員会で各社長が業務執行状況、予算管理状況等を報告し、さらに、四半期ごとに各本部会議にて業務の適正を確認する。

当社グループの業務の適正を確保し、さらに、これを維持向上させるため、

関係会社統括部門を置き、関係会社の事業運営に関する重要な事項につき必要な情報交換及び検討を行う。また、当社は状況に応じてグループ内各社に取締役及び監査役を派遣する。

関係会社の事業運営に関する特に重要な事項については、当社の承認を必要とし、取締役会その他の重要な会議または関係会社稟議の審議を踏まえた上で決定する。

内部監査部門は内部監査規程に準拠した内部監査を、関係会社は事業所内監査を実施する。

監査役は関係会社の監査を行うとともに、各社の監査役と意見交換等を行い、連携を図る。

関係会社に連結財務報告に係る内部統制評価に必要な体制整備を義務付ける。

#### (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役の職務を補助する専任の使用人はいないが、監査役会が監査役の職務を補助すべき専任の使用人が必要と判断した場合、取締役会と監査役会で協議し、人員の配置を行うものとする。

#### (8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査役の指示の実効性確保に関する事項

前号の使用人の取締役からの独立性を確保し、当該使用人に対する監査役の指示の実効性を確保するため、当該使用人の任命、異動、評価等人事権に係る事項の決定には常勤監査役の同意を得るものとする。

#### (9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに報告した者が不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社では、取締役、執行役員が報告を行う毎月の取締役会、合同役員会、執行役員会に監査役が出席するほか、取締役、執行役員及び使用人が業務執行上重要な討議及び報告を行う各本部会議、各本部拡大会議、コンプライアンス・リスク委員会、品質環境委員会等の重要会議には常勤監査役が出席する。また、稟議書や議事録及び業務執行に関する重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人から説明を聴取する。

監査役は、必要に応じて取締役会、執行役員会その他の会議の場及び全ての取締役との定期的な意見交換の場で意見を述べるものとする。取締役・執行役員及び使用人、並びに関係会社の取締役及び使用人、またはこれらの者から報告を受けた者は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、その他法令もしくは定款に反する事実を発見したとき、または経営・業績に影響を及ぼす重要な事実について決定したときは、直ちに監査役に報告する。

なお、当社は監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを徹底している。

(10) その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制及び監査役の職務執行について生じる費用等の処理に関する体制  
監査役は、監査が実効的に行われることを確実にするため全ての取締役と定期的な意見交換会を実施するとともに、その他取締役及び執行役員とも適宜必要な意見交換を行う。

また、内部監査部門及び会計監査人と監査計画、監査内容について、情報交換を行う等相互連携を図るものとする。  
監査役の職務執行について生じる費用又は債務は、監査役の意見を尊重して適時適切に処理する。

(11) 当社グループの財務報告の適正性を確保するために必要な体制

適正かつ適時の財務報告を行うために経理責任者を置き、法令等及び会計基準に従った財務諸表を作成し、社内規程に基づき、協議・検討・確認を経て開示する体制を整備する。

また、財務報告に係る内部統制として、社内に金融商品取引法に基づく内部統制の担当者を置き、全社的な内部統制の状況や重要な事業拠点における業務プロセス等の把握・記録を通じて、自己及び第三者による評価並びに改善を行う体制を整備する。なお、当社グループの内部統制評価・改善結果は、定期的に取締役会に報告する。

## 運用状況の概要

### 1. 内部統制システム全般について

#### 概要

当社は「内部統制システムの構築に関する基本方針」に基づき、国内外の子会社を含めた内部統制システムの整備を重点的に実施しています。

対応する「業務の適正を確保するための体制」

・内部統制システムの構築に関する基本方針

### 2. 取締役の職務執行・子会社管理について

#### 概要

取締役会は毎月定例及び適宜開催され、2019年3月期第1及び第2四半期においては計16回開催しました。取締役会では、業務執行取締役及び執行役員に子会社を含めた業務執行報告を義務付け、当社及び子会社から成る企業集団にける業務の適正性をモニタリングしています。その内容の適正性、有効性を十分に討議しています。取締役が出席する重要会議にグループ各社のトップを出席させ、業務執行報告を求めるなど経営の透明性を維持しながら、経営理念や経営方針の徹底を図っています。

取締役、監査役及び執行役員から構成される合同役員会は適宜開催され、2019年3月期第1及び第2四半期においては計3回開催し、重要規程改定等の事項につき審議しています。

取締役社長、常務執行役員、上席執行役員及び執行役員から構成される執行役員会は毎月定例及び適宜開催され、2019年3月期第1及び第2四半期においては計11回開催し、業務執行に関する重要事項及び取締役社長より審議委任された事項につき審議しています。

法令及び記録管理規程等の社内規程に基づき、必要な文書等を保存・管理し、文書等を速やかに閲覧できる体制の維持、強化に努めています。

対応する「業務の適正を確保するための体制」

第2条 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

第4条 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

第6条 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

### 3. コンプライアンス・リスク管理について

#### 概要

原則として月一回、コンプライアンス研修を実施したほか、コンプライアンス・リスク委員会を半期に一回開催し、当社グループ全体のコンプライアンス体制の運用状況を確認しています。なお、コンプライアンス・リスク委員会の活動内容は品質・環境マニュアルとも連携しており、その有効性はISO9001/14001の審査対象に含まれています。

グループ会社各拠点の責任者には四半期に一度、コンプライアンス・リスク管理報告を義務付け、半期に一度、コンプライアンス・リスク委員会でレビューし、リスク管理レベルの向上を図っています。なお、コンプライアンス担当部門が当該報告より把握した情報は、全て監査役会及び経営監査室と共有がなされています。

内部監査規定に従い、経営監査室が年間監査計画を立案し、その計画に基づき内部監査を実施しております。また、国内外に勤務する全ての使用人を対象に、計7回のコンプライアンス研修を実施しました。

事件・事故を問わず、緊急事態に迅速に対応できるよう、国内外の子会社を含めて緊急時連絡ルートの再周知及び緊急時連絡訓練を実施しております。

営業秘密管理規程の制定及び情報システムセキュリティ運用規程の見直しを行い、社内における重要情報の管理強化を図りました。

対応する「業務の適正を確保するための体制」

第1条 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

第3条 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

第5条 使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

### 4. 監査役について

#### 概要

当社では取締役会のみならず社内の重要会議についても監査役が出席し、取締役及び子会社社員を含む使用人に対し、必要に応じ報告を求めたり、意見交換やヒアリングを実施し、監査役の監査が実効的に行われることを確保しています。また、ヒアリングの実施に際しては、国内外の子会社を含むグループ各拠点への往査を実施し、その有効性を確実なものにしています。

監査役は重要会議に出席したほか、定期的に全ての取締役との意見交換会も実施しております。

監査役をサポートする体制として、監査役の職務を補助する使用人1名を配置し、当該使用人の任命、異動については常勤監査役の同意を得ることとし、取締役会からの独立性を確保できる体制としております。

当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査役に必要な情報を提供したことを理由として、不利な取扱いを受けることはありません。

対応する「業務の適正を確保するための体制」

第7条 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

第8条 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査役の指示の実効性確保に関する事項

第9条 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに報告した者が不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制

第10条 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制及び監査役の職務執行について生じる費用等の処理に関する体制

## 5. 財務報告について

### 概要

責任者を管理本部に置き、適正かつ適時の財務報告を行う体制をとっております。また、経営監査室に金融商品取引法に基づく内部統制の担当者を置き、内部統制監査を行い、その評価・改善結果を取締役に報告しています。

対応する「業務の適正を確保するための体制」

第11条 当社グループの財務報告の適正性を確保するために必要な体制

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「岡谷グループ行動基準」第18条に「反社会的行為への関与の禁止」として、(1)市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては断固たる行動をとるものとし、一切の関係を遮断すること。(2)反社会的勢力・団体の行動を助長するような行為を行わないことをグループ役員及び社員に義務付けております。この内容を社内の電子掲示板に掲示するほか、携帯可能な小冊子にまとめ、グループ役員及び社員に配付しております。

また、社内においてコンプライアンス研修を実施し、教育・啓蒙に努めております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社グループは、グループ全体として「岡谷グループ行動基準」を制定し、これに基づきコーポレートガバナンス、コンプライアンス体制の一層の充実に努めております。

#### 参考資料： 模式図

